

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		令和	6年 6月 18日
広島県知事 様			
提出者			
住所		広島県尾道市平原一丁目10番23号	
氏名		広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院 病院長 田中 信治	
電話番号		0 8 4 8 - 2 2 - 8 1 1 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	
事業場の所在地		広島県尾道市平原一丁目10番23号	
事業の種類		医療業	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 別紙8のとおり			
項目		目標値	
排出量		t	全処理委託量
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	優良認定処理業者への処理委託量
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	再生利用業者への処理委託量
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者への処理委託量
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
電子情報処理組織の使用に関する事項			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	t
		前年度	t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

自ラ直接再生利用した量

②

自ラ直接埋立処分した量

③

自ラ中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ラ中間処理した後の残さ量

⑥

自ラ中間処理により減量した量

⑦

自ラ中間処理した後再生利用した量

⑧

自ラ中間処理した後自ラ埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ラ中間処理した後の処理委託量

⑩

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭

(特別管理産業廃棄物の種類:)

別紙7のとおり

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ラ再生利用を行った量	0
⑤自ラ熱回収を行った量	0
⑦自ラ中間処理により減量した量	0
③+⑨自ラ埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
特別管理産業廃棄物の種類	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油	0.97									0.97	0.97			
廃酸	0									0	0			
廃アルカリ	0.37									0.37	0.37			
感染性産業廃棄物	108.96									108.96	108.96			
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉍さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
合計	110.3	0	0	0	0	0	0	0	0	110.3	110.3	0	0	0

別紙7-その2

	実 績 値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収 を行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	0.97	0	0	0	0	0.97	0.97	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0.37	0	0	0	0	0.37	0.37	0	0	0
感染性産業廃棄物	108.96	0	0	0	0	108.96	108.96	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉍さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	110.3	0	0	0	0	110.3	110.3	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	108.576t	①排出量	110.3t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産業特別管理産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	108.576t	⑩全処理委託量	110.3t
優良認定処理業者への処理委託量	108.576t	⑪優良認定処理業者への処理委託量	110.3t
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 18日	
広島県知事 殿	
提出者	
住所	広島県尾道市平原一丁目10番23号
氏名	広島県厚生農業協同組合連合会
	尾道総合病院 病院長 田中 信治
電話番号	0 8 4 8 - 2 2 - 8 1 1 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき，特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。	
事業場の名称	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院
事業場の所在地	広島県尾道市平原一丁目10番23号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙5，6のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	110.3	t
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストへは加入済み。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和 5年度）実績量

計画：今年度（令和 6年度）計画量

単位:トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	0. 97	0. 922									0. 97	0. 922	0. 97	0. 922						
廃酸	0	0. 000									0	0. 000	0	0. 000						
廃アルカリ	0. 37	0. 352									0. 37	0. 352	0. 37	0. 352						
感染性産業廃棄物	108. 96	103. 512									108. 96	103. 512	108. 96	103. 512						
ばいじん																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																				
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																				
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																				
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																				
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																				
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)																				
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																				
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																				
廃油(特定有害産業廃棄物)																				
汚泥(特定有害産業廃棄物)																				
廃酸(特定有害産業廃棄物)																				
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																				
合計	110. 3	104. 785	0	0	0	0	0	0	0	0	110. 3	104. 785	110. 3	104. 785	0	0	0	0	0	0

別紙6（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組）
②計画	（今後実施する予定の取組）

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後，分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

別紙6（廃棄物処理法 - 特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療機関
②事業の規模	病床数 393 床
③従業員数	医師 111 名 看護職員 585 名 医療技術職員 144 名 その他 129 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性産業廃棄物 院内で発生した感染性産業廃棄物は他の廃棄物・感染、非感染を分別して排出する。 必ず密閉容器に収納して収集し、保管場所は、関係者以外立ち入れないようにする。 処理計画及び管理規定に基づいて処理委託業者にて回収する。 廃油・廃アルカリ 院内で発生した廃油・廃アルカリは、内容物が飛散・流出しないように必ず密閉容器に収納して収集する。 処理計画及び管理規定に基づいて処理委託業者にて回収する。

尾道総合病院・産業廃棄物の収集運搬・処理

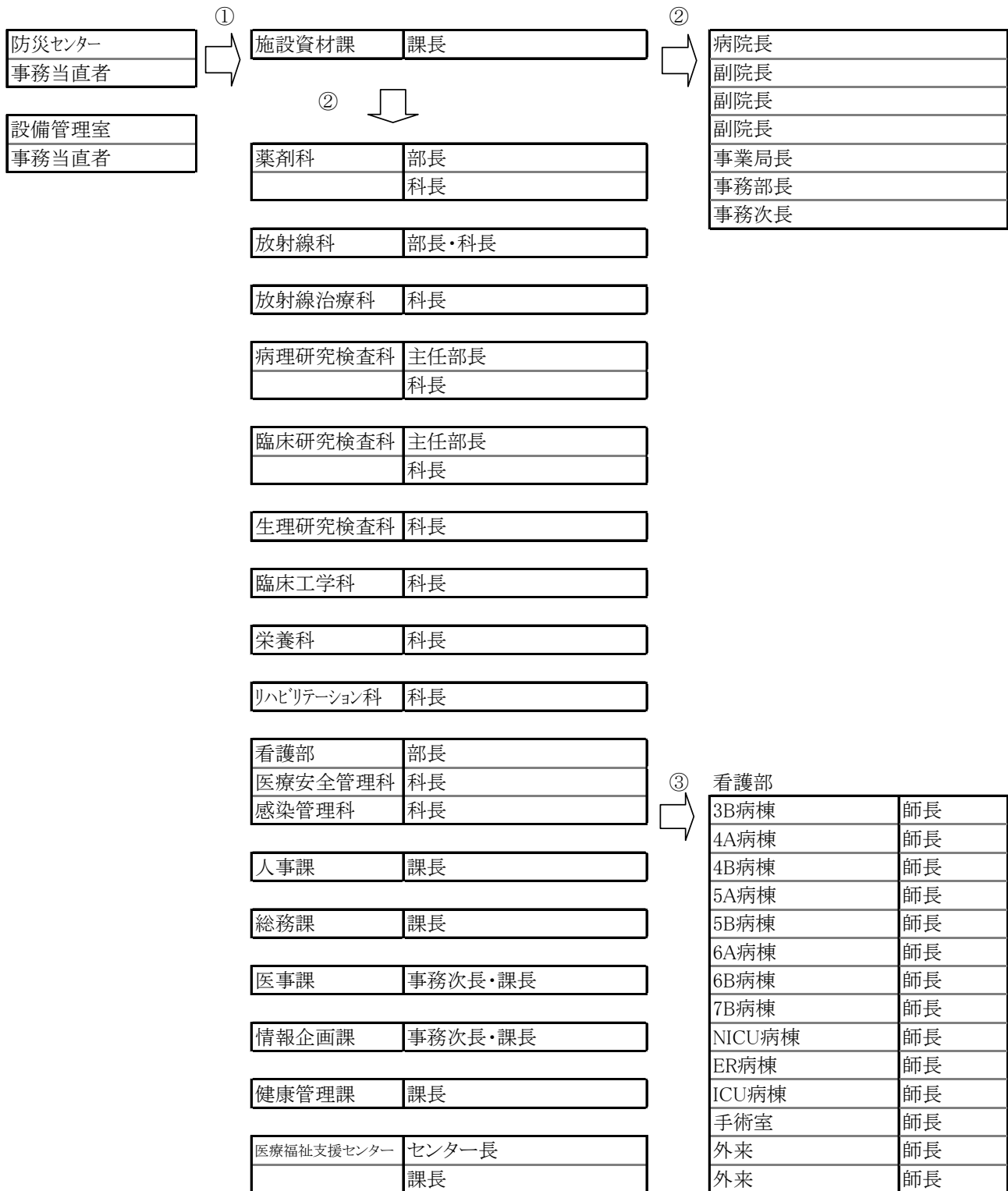
尾道総合病院・産業廃棄物の収集運搬・処理について

NO		収集運搬	処分	最終処分(有効期限)	収集回数(月)	種類	種別	
1	業者名	新和ビルサービス㈱ 産(R7.3.29) 特(R10.6.30)	㈱尾道開発 産(R7.3.25) 特(R10.6.27)	財)広島県環境保全公社 (R7.3.31)	ダイユウ技研土木㈱ (R10.11.30)			
	許可番号	3406006846	3426002986	09131004554	07432001361	約月2回	特別管理産業廃棄物 ※病理組織等で使用	
	許可番号(特)	3456006846	3476002986			約月4回	産業廃棄物	注射用アンプル等
2	業者名	㈱オガワエコノス 産(R13.3.25) 特(R11.7.4)	㈱オガワエコノス 産(R13.3.25) 特(R11.7.4)	神戸エコシステム㈱ (R6.8.10)				
	許可番号	3417005189	3427005189	6930107328		約月4回	産業廃棄物	廃プラスチック等
	許可番号(特)	3467005189	3477005189			約月8回	特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物(中間処理後は産業廃棄物と扱い)
	許可番号	許可収 第58号	208A03			不定期	一般廃棄物	一般の燃えるゴミ・燃えないゴミ
3	業者名	㈱生興運送 産(R7.6.27)	㈱オガワエコノス 産(R13.3.25) 特(R11.7.4)	神戸エコシステム㈱ (R6.8.10)				
	許可番号	3400070781	3427005189	6930107328		約月4回	産業廃棄物	廃プラスチック等
4	業者名	(社)日本アイソトープ協会	(社)日本アイソトープ協会					
	指定番号	厚生省収医99号	—			不定期	放射性廃棄物	診療用放射性同位元素又は 放射性同位元素によって汚染されたもの
5	業者名	新和ビルサービス㈱	尾道市					
	許可番号	許可収 第22号	—			毎日	一般廃棄物	一般の燃えるゴミ・燃えないゴミ
6	業者名	病院	尾道市		尾道市斎場	2ヶ月に1回		手術及び検査で採取した臓器・組織・胎盤等

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制及び緊急時における連絡網

2024/4/1



3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 電子カルテによるフィルムレスの取り組み。
②計画	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の適正な分類及び処分の強化。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物処理計画書に基づき分類を取り組み実施している。 下記の別表１・感染性廃棄物処理計画書(抜粋)参照。
②計画	(今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物処理の適正な分類を行うために院内の職員に周知徹底を図り、感染性廃棄物処理計画書に基づいた分類を行う。

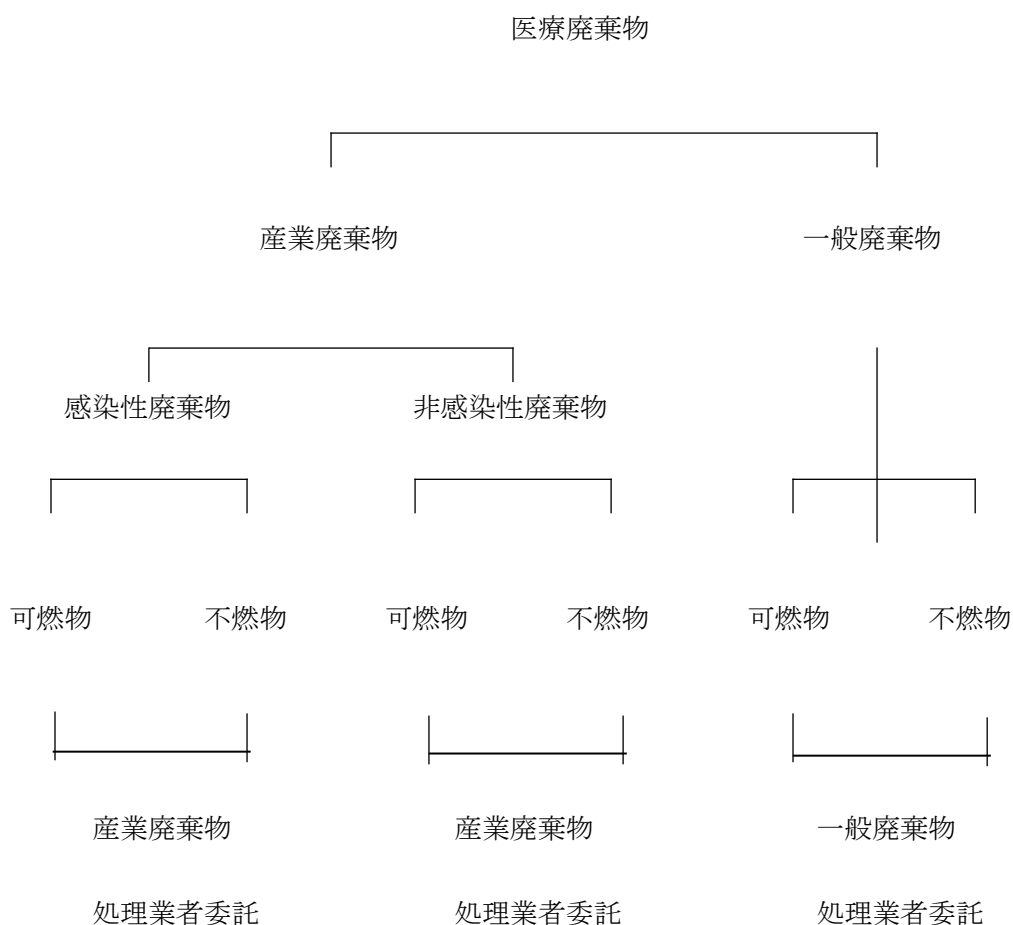
別表１ 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の種類と具体例

廃棄物の種類	感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物
１．血液等		血液、血清、血漿、体液 (精液を含む。)血液製剤
２．手術等に伴って発生する 病理廃棄物	臓器、組織	
３．血液等が付着した鋭利なもの		注射針、メス、試験管 シャーレ、ガラス屑等
４．病原微生物に関連した試験、 検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した培地 実験動物の死体等	実験、検査等に使用し た試験管、シャーレ等
５．その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙屑、繊維 くず(脱脂綿、ガーゼ、包帯等)等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
６．汚染物若しくはこれらが 付着した物、又はそれがある	汚染物が付着した紙屑、繊維屑	汚染物が付着した廃プラスチック等

※体外循環用ディスポーサブル器具(透析器具等)については、血液の付着程度、損傷性のおそれの有無等の状態に応じてそれぞれ「１．血液等」、「３．血液等が付着した鋭利なもの」、「５．その他血液等が付着したもの」又は非感染性廃棄物に分けること。廃棄物の取扱者に感染性廃棄物の種類が判別できるようにするため、バイオハザードマークのシールを貼付する。

感染性廃棄物処理計画書

1. 分類



2. 発生源別法

- ① 可燃物
- ② 不燃物・・・ア 缶類等金属類
イ 注射針、メス、剃刀
ウ アンブル、注射用ボトル等、ガラス類
エ 電池
オ その他粗大ゴミ

3. 感染性廃棄物処理基準

- ① 可燃物
ア ガーゼ、脱脂綿、包帯、リネン、ディスク製品、ギプス、紙製品等で患者に使用した廃棄物は、プラスチック容器にバイオハザードマークのシールを貼付して感染注意を促し、処理業者に委託。
イ 手術等により摘出された臓器、組織、内容物は同様にバイオハザードマーク

のシールを貼付して感染注意を促し、処理業者に委託。

ウ 病理検査の臓器、組織は、ホルマリン容器保管後、尾道市に委託。

エ 検査室にて使用したシャーレ、スポイトはオートクレープで滅菌後委託処理。

② 不燃物

ア 注射針、メス、剃刀類はプラスチック容器にフタをして保管し、処理業者に委託。

※医療関係機関から排出される廃棄物は、廃棄物処理法に規定する廃棄物の種類に応じて、次のとおり分類されます。

産業廃棄物	種 類	例	処 理 方 法
	汚 泥	血液（凝固したものに限る）、検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他汚泥の廃棄物	委託業者：(株)オガワエコノス 最終処分場：焼却・埋立 血液は焼却 その他は発生しない
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、重油、カソリンなどの燃料油、給食に使った食料油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油	委託業者：(株)尾道開発 処分方法：焼却 その他は焼却
	廃 酸	レントゲン現像定着廃液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液	レントゲン定着廃液 委託業者：(株)尾道開発 処分方法：焼却
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の廃液	レントゲン現像廃液 委託業者：(株)尾道開発 処分方法：焼却
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの	委託業者：(株)オガワエコノス 処分方法：焼却
	ガラスくず 及び 陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの	委託業者：(株)尾道開発 処分方法：焼却・埋立
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベット、その他の金属製のもの	注射針 委託業者：(株)尾道開発 処分方法：焼却 その他 委託業者：(株)尾道開発 処分方法：焼却
	ゴムくず	天然ゴムの器具類	委託業者：(株)オガワエコノス 処分方法：焼却
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項の媒煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの	委託業者：(株)尾道開発 処分方法：埋立

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 廃棄物を引き渡す際に、種類・量・症状・取扱い方法等を記載したマニフェストを交付し、返送されたマニフェストを確認する。 廃棄物について処理業者と協議の上、再利用できるものについては率先して再利用に努める。
②計画	(今後実施する予定の取組) 上記について一層の推進を図ると共に、廃棄物処理の適正な処理を行われるよう処理業者と協議の上、処理計画の促進に努める。